瑞宝双光章を授けられる（各通）
安藤　忠　飯田恭司
（厚生労働事務官）　伊藤雅聡
岡　正克　小澤明彦　清沢剛
齋藤　昇　田丸敏方　飛田護道
中澤壽一　本間明敏　松飛清本　真清
宮内文子

瑞宝双光章を授けられる（各通）
柴田鶴夫

瑞宝単光章を授けられる（以上八月八日）
佐藤弘樹

（木更津工業高等専門学校名誉教授）　篠村朋樹

瑞宝小綬章を授けられる（各通）
石井善晴　黒木康丈　徳永路子
林　宏曜　古川鎮海　待鳥慶壽
宮内明男

瑞宝双光章を授けられる（各通）
高橋　豊　中林史満司

瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上八月九日）
松戸良和

瑞宝小綬章を授けられる
越智　尚　我如古　住田稔　捷兵
西岡一　久積重喜　藤井敏行
宮本秀則　柳原義正

瑞宝双光章を授けられる（各通）
坂本修一　佐藤正彦　中島利彦

瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上八月十日）
川村一哉

瑞宝単光章を授けられる（八月十一日）

官庁報告

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

島根労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、島根県最低賃金（昭和55年島根労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月17日

島根労働局長　岩見　浩史

第４号中「１時間962円」を「１時間1,033円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年11月17日から効力を生ずる。

岡山労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、岡山県最低賃金（昭和55年岡山労働基準局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月17日

岡山労働局長　森實久美子

第４号中「１時間982円」を「１時間1,047円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月１日から効力を生ずる。

福岡労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、福岡県最低賃金（昭和55年福岡労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月17日

福岡労働局長　千葉登志雄

第４号中「１時間992円」を「１時間1,057円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年11月16日から効力を生ずる。

資　料

令和７年７月中国際収支状況（速報）

財　務　省

（単位：億円、％）

項　目	７　月	前　月	前年同月
貿易・サービス収支	−8,849	3,154	−10,408
（対前年同月比）	（−15.0）	（30.6）	（118.5）
貿易収支	−1,894	4,696	−4,594
（対前年同月比）	（−58.8）	（−19.1）	（—）
輸出	90,063	89,627	94,660
（対前年同月比）	（−4.9）	（−2.4）	（10.0）
輸入	91,956	84,930	99,254
（対前年同月比）	（−7.4）	（−1.3）	（16.9）
サービス収支	−6,956	−1,542	−5,814
（対前年同月比）	（19.6）	（−54.5）	（−2.5）
第一次所得収支	40,746	15,007	46,093
（対前年同月比）	（−11.6）	（−9.6）	（23.5）
第二次所得収支	−5,054	−4,680	−2,488
（対前年同月比）	（103.1）	（238.1）	（−27.2）
経常収支	26,843	13,482	33,197
（対前年同月比）	（−19.1）	（−23.6）	（13.9）
資本移転等収支	−163	−583	−210
直接投資	10,755	37,235	32,860
証券投資	−30,231	−31,462	56,855
金融派生商品	6,038	5,417	6,765
その他投資	31,176	−1,269	−24,288
外貨準備	2,542	1,497	−49,955
金融収支	20,280	11,417	22,238
誤差脱漏	−6,400	−1,481	−10,749

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産－負債）の増加、－は同減少を示す。

公　告

諸　事　項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告